

(3)-(4) 基盤整備を契機とした担い手の育成・確保(異業種との連携)

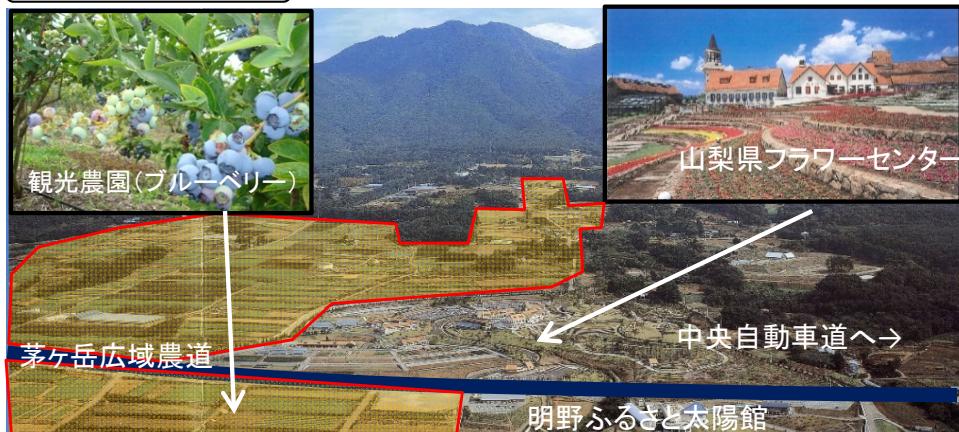
- 担い手支援施策や生産振興施策等の関連施策と連携を図るとともに、多様なノウハウやネットワークを有する異業種と連携した担い手の育成・確保を促進。**要**

○ 基盤整備を契機とした新規就農者の確保や経営の多角化の取組

【山梨県 明野地区】畠地帯総合整備事業

- ・畠地かんかいの整備により多様な果樹・野菜の生産が可能
- ・区画整理により酒造業、小売業、野菜販売業等の多様な法人向け団地や観光農園団地等を生み出し、農業の高付加価値化を実現。

地区全景



○ 新規参入の状況

農業者	経営体数(人)	面積(ha)
個人	40	12.7
法人	18	67.8
主な法人		
観光農園	2	4.5
酒造業	3	15.9
小売業	1	14.8
野菜販売業	1	5.7
有機野菜販売	3	15.5

○ 中山間地域における企業参入やブランド化の取組

【埼玉県 兔田暮坪地区】中山間地域総合整備事業

- ・大半の農地が不整形で、道路や水路も狭く湾曲していた地区において、農業者の高齢化が進む中、耕作放棄地も含めた、ほ場整備を行い、営農条件を大幅に改善。
- ・併せて、市、農業委員会、JA、土地改良区が連携し、営農体制の確立に向けた支援を実施。



整備前



整備後

- ・営農組合を立ち上げ、在来の大豆を栽培。この大豆を活用した都市との交流や、ブランド化にも取り組み。
- ・営農条件が改善されたことから、地元企業2社が、利用権設定により農業参入し、らっきょう、にんにく、大豆等の栽培に取り組み。



都市住民参加による大豆の
収穫



大豆加工品



企業の営農状況

(3)-⑤基盤整備を契機とした6次産業化の推進

- 基盤整備を契機として、農家の女性グループ等が6次産業化に取り組む事例も見られ、6次産業化の推進につながる形で農業農村整備事業を実施していくことが重要。

○基盤整備事業を契機とした6次産業化の取組

【山形県 たまにわ東沢区】中山間地域総合整備事業



暗渠排水施工後の農地の状況



活性化センター

- ・若者の農業離れによる後継者不足が深刻であったが、事業を契機とした話し合いを経て農事組合法人を設立し、転作作業の受託や、枝豆の生産を実施。さらに特産の紅大豆を活用したオーナー制による交流事業に取り組み。
- ・株式会社を立ち上げ、特別栽培米コシヒカリの「おむすび権米衛」との契約栽培を実施。
- ・さらに、地域の婦人が組織を設立し、味噌漬けや醤油漬けなどの伝統食品の加工販売を開始。



紅大豆オーナー制度



特別栽培米コシヒカリ



婦人組織の活動状況

【熊本県 第二西地区】経営体育成基盤整備事業

- ・事業を契機として、メロン、トマト、馬鈴薯などの高収益作物の作付け拡大を図るとともに、地域独自のブランド(愛ポテト)を開発。
- ・さらに、馬鈴薯の集出荷施設を建設し、関東方面への独自販売を実施し、販売ルートの開拓を推進。
- ・近年では、酒造蔵店と連携して焼酎を開発し、売り込みを積極的に実施。



馬鈴薯出荷施設



甘藷を利用した焼酎の開発

【宮崎県 東郷地区】中山間地域総合整備事業

- ・本地区では、ほ場整備、農道、集落道、営農飲食用水施設の整備に加え、活性化施設の整備を実施。
- ・活性化施設を活用して、小学生や女性グループによるそば打ち体験等の取組や、東郷町ふるさと公社による豆腐や油みそ等の特産品の開発、近隣の道の駅での販売を実施。



ほ場整備の状況



ニンニクの栽培状況



スナップエンドウ栽培状況

(3)-⑥基盤整備と6次産業化の構想段階からの連携

- 基盤整備を契機とした6次産業化の推進に際しては、基盤整備に向けた地域の話し合いの場を最大限活用し、担い手への農地集積計画等と6次産業化の計画との構想段階からの一体的な検討を促進。

○基盤整備と6次産業化の計画段階からの一体的推進の検討

【滋賀県 糸崎地区】担い手育成基盤整備事業

- ・区画整理の事業実施に向けた徹底した話し合いにより、1集落1農業方式を合意するとともに、6次産業化構想を検討。
- ・事業によって生み出された労働力と土地で加工・直売を展開。



換地によって創出された施設用地を活用した農産物直売所



加工場・直売所併せて入場客数年間約1万人

○ほ場の大区画化による効果

- ・労働時間の大幅な削減
→10a当たり22時間縮減(43.5hr→21.2hr)
- ・生産コストの縮減
→10a当たり71千円縮減(175千円→104千円)

○事業による省力化の効果

- ・創出された余剰労働力(高齢者、女性を含む)を6次産業へ充当
- ・省力化により環境保全型農業への取組が可能

(参考) 六次産業化・地産地消法 (平成22年12月公布)

法律の概要

地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等(6次産業化)に関する施策を総合的に推進することにより、農林漁業等の振興等を図るとともに、食料自給率の向上等に寄与することを目的

総合化事業計画

総合化事業計画の策定・認定

- ・農林漁業者等が、農林水産物及び副産物(バイオマス等)の生産及びその加工または販売を一体的に行う事業活動に関する計画を策定し、農林水産大臣が認定

事業活動の例)
新商品の開発・加工、販路拡大、輸出、農家レストラン 等

総合化事業計画の認定者への支援

支援策の例)
農業改良資金(無利子融資)の特例適用、新商品開発・販路拡大の取組、加工・販売施設等の整備に対する支援、6次産業化プランナー等による個別相談 等

【今後の課題】 農業農村整備事業の計画策定段階からの6次産業化の計画との連携

○連携のイメージ

土地改良事業計画

- ・営農計画
- ・農地集積計画
- ・水利用計画
- ・土地改良施設の整備計画

○一體的に検討すべき事項

- ・ほ場条件の改良による加工用の高収益作物の導入
- ・加工用施設・販売施設等の用地の創出 (※)
- ・担い手への農地集積に伴う余剰労働力の活用
- ・地域活性化施設との一體的整備 等

6次産業化の計画 (総合化事業計画等)

- ・農林水産物及び副産物(バイオマス等)の生産及びその加工又は販売を一體的に実施

※例えば、農地集積計画と総合化事業計画が同時に定まらない場合、区画整理の換地計画に反映できず、円滑な用地創出が困難。

(3)-⑦広域的な連携による担い手育成と基盤整備

- 個々の活動主体の数、規模等が限定されてくる中で、広域的な連携や既往の経営体の拡大というアプローチも重要。
- 基盤整備を契機とした営農組織の合併や法人経営の外延的拡大による担い手育成の促進にも留意。

○既存組織の結合による経営規模拡大

【熊本県 大津町 (株)ネットワーク大津】

- ・地域では、昭和50年代から県営ほ場整備事業やカントリーエレベーターの建設など、地域を挙げて水田農業の基盤を確立。
- ・生産基盤の確立と併せ、昭和60年代から“集落の和”を基本とした集落営農組織が設立され、早くから効率的な営農体制を構築。
- ・平成25年に近隣の12組織を再編し、広域の農業生産法人を設立。

○(株)ネットワーク大津の概要

- ・新法人は、旧集落営農の各代表が取締役となり、旧営農組合の機械装備を引き継ぐとともに、株主でもある構成員の農地利用権設定の受け手となっている。
- ・平成26年度には、旧集落の範囲を超えて、作付調整、労務管理、栽培管理等に取り組む予定。

構成員:286名
経営規模:273ha
基幹作物:水稻118.4ha、大豆113.1ha、飼料用米5.5ha
WCS36.9ha、麦235.1ha
事業内容:農作物の生産・加工・販売、農作業受託、食農教育交流事業他



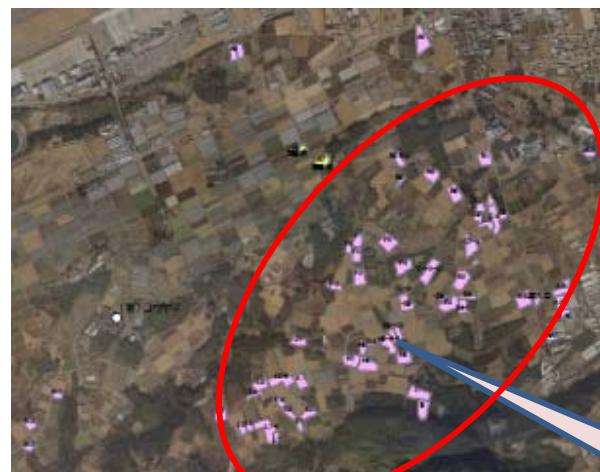
○既存組織の経営規模拡大

【熊本県 農業生産法人の例】管理ほ場面積約26ha (平成23年実績)

- ・平成3年に農業生産法人化。甘藷に特化し、ペースト等の加工品の製造を始め、事業を拡大し、平成22年に農産物加工工場を新設し増産体制を強化。
- ・今後は、甘藷の特性を活かした商品開発・生産を行うとともに、新たな販売ルートを構築することによって経営の多角化・高度化を図る。

○経営耕地の分散化状況

- ・経営者は、今後の経営規模拡大に向けた農業生産のさらなる効率化を図るために、農地集積により経営耕地の分散化を解消することが重要との認識。



凡例

: 管理ほ場

ほ場の未整備地域